

小野関議員に懲罰を科さない

中島由美子議員から処分要求が提出

侮辱を与えた者の氏名 小野関治義議員
本会議で私の質疑中に「会議録に内容が掲載されれば村民が読むことができる」と話したところ、それは「売名行為」であると不規則発言をされたことにより処分を要求するもの。

弁明 (小野関議員)

暫時休憩中に隣の議員と雑談をしていました。恐らくその時のことだと思うんですけども、中島議員を指して売名行為などというように言った記憶は全くありません。

処分要求に関する特別委員会で審査

委員会構成 議長、中島議員、小野関議員を除く 10 人の委員 (委員長 川田敏彦 副委員長 生方勇二)
事犯が発生したとされる 3 月 2 日の本会議における中島議員の発言を中心に録音記録を全委員で確認いたしました。その結果、事犯の発生した事実は確認できなかったことから、本件につきましては、懲罰を科さないことに全員賛成で決定しました。

懲罰を科さないことに決定 (全員賛成)

中島議員に戒告とする懲罰

小野関治義議員から処分要求が提出

侮辱を与えた者の氏名 中島由美子議員
中島議員が処分要求を行ったことは、事実と異なる事由によるものであるため、これを私に対する侮辱であると解し、処分を求めるもの。

弁明 (中島議員)

質疑に対する小野関議員の発言は、村民の信頼を裏切り許されるものではないと考えております。私は、そのように聞き及びました。

処分要求に関する特別委員会で審査

委員会構成 議長、中島議員、小野関議員を除く 10 人の委員 (委員長 川田敏彦 副委員長 生方勇二)
小野関議員の事犯の発生した事実が確認できなかったことから、事実に基づかない処分要求を提出することは、議員の品位に欠ける言動であるという意見に基づき、本件については戒告とする懲罰を科することに全員賛成で決定しました。

戒告の懲罰を科すことに決定 (全員賛成)

戒告文

中島由美子議員は、3月2日の議会において、自己の質疑中、小野関治義議員から売名行為であると侮辱発言を受けたとして議長に処分要求を行ったことは、事実と異なる事由によるものであり議会の品位を汚すものである。このことは、議員の職分に鑑み、まことに残念である。したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告とする。

※戒告とは…嚴重注意を言い渡す、懲戒処分を行うこと。

中島議員に出席停止の懲罰！

中島由美子議員に対する懲罰動議が提出

発議者 小山久利 清水健一 小野関治義
令和3年第1回定例会1日目の自身の一般質問において、公表されていない内容について言及した。この度の議会の品位を汚すような発言について、公開の議場における陳謝を求める。

懲罰特別委員会で審査

委員会構成 議長及び中島議員を除く 11 人の委員 (委員長 清水健一 副委員長 蜂巢實)
録音記録を確認し、公表していない内容について言及している事実を確認しました。この発言は榛東村議会会議規則第96条に違反していると認められます。委員全員の賛成により、公開の議場における陳謝の懲罰を求めることが決定しました。

陳謝の懲罰を科すことに決定 (全員賛成)

議長から陳謝文の朗読を命じる

中島議員が陳謝文の朗読を拒否

中島由美子議員に対する懲罰動議が提出

発議者 小山久利 清水健一 小野関治義
令和3年3月11日の本会議にて、中島議員は陳謝の懲罰を受け、議長から陳謝宣告の命令に従わなかったことは、議会を冒瀆し、議会を混乱させ、議会の品位を汚したことにほかならない。よって、本日の会議の出席停止を求める。

弁明 (中島議員)

新型コロナウイルス感染症陽性の疑いの情報を議会で議論しないのは、村の地方自治を志す村民の発言を禁じる例になるため、陳謝をしません。

懲罰特別委員会で審査

発議者 小山久利 清水健一 小野関治義
委員会構成 議長及び中島議員を除く 11 人の委員 (委員長 清水健一 副委員長 蜂巢實)
本日、陳謝を科しましたが、これに従わず拒否しました。このことは同議会会議規則第96条の規定に違反していると認められます。全員賛成により、本日の会議の出席停止の懲罰を科することが決定しました。

出席停止の懲罰を科すことに決定 (全員賛成)

議長から退去を求める

中島議員が退席

弁明 (中島議員)

甘んじて受けたいと思います。